

## 伊勢原市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するために設置する伊勢原市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域における子育て及び子育て支援活動の現状把握に関すること。
- (2) 子育て支援施策の在り方の検討に関すること。
- (3) 地域行動計画(案)の検討に関すること。
- (4) 市社会福祉審議会への報告に関すること。
- (5) その他地域行動計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員20人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成21年度に策定する地域行動計画の策定作業が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、次世代育成支援対策行動計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 保健福祉関係者	伊勢原市社会福祉審議会委員のうち子育て支援施策に係る者
2 事業主	伊勢原市商工会推薦者
3 子育てに関する活動を行う者	伊勢原市保育会推薦者
	伊勢原市主任児童委員推薦者
4 教育関係者	伊勢原市私立幼稚園協会推薦者
	伊勢原市小学校校長会推薦者
	伊勢原市PTA連絡協議会推薦者
5 市民を代表する者	公募による者